

令和5年度阿武野高等学校いじめ防止基本方針

大阪府立阿武野高等学校

令和5年6月1日改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ともに学びともに生きる」理念のもと、豊かな人権意識を育成し、他者を思いやる態度や行動の育成に努めることを教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教員間で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より効果的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称 : 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 : 校長、教頭、首席、指導教諭・人権保健部長、教育相談係、生徒指導部長、保健主事、養護教諭、各学年主任、各学年人権担当担任等関係者（当該学年生指・クラブ顧問等）

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった

時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する

阿武野高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 SC・SSWの紹介 人権HR 高校生活支援カードによって把握した生徒状況の集約 新入生研修（コミュニケーション能力の育成・SNS研修）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR 校外学習	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR 校外学習	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 職員研修（配慮を要する生徒について） 研究授業・研修
5月	人権HR LGBTQについて	人権HR	人権HR	
6月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） いじめ等アンケート実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） いじめ等アンケート実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） いじめ等アンケート実施	第2回委員会（アンケートの確認・進捗確認）
7月	人権コンサート 人生の先輩に聴く～ゆめみらいインタビュー（社会性の育成） こんばんは	人権コンサート フィールドワーク あぶねっと（社会性の育成）	HR（社会人のマナー・ハラメント・ストレスマネジメント）	配慮を要する生徒のための特別委員会（個別の教育計画） 上半期いじめ状況調査
9月	阿武高祭	阿武高祭	阿武高祭	阿武高祭
10月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	第3回委員会（アンケートの確認・進捗確認） 教科担当者会議
11月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 障がい理解学習	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
12月				
1月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施		第4回委員会（アンケートの確認・進捗確認）
2月	人間関係トレーニング（アサーション）	デートDV防止プログラム	人権HRふりかえり	第5回委員会（年間の取組みの検証）
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年3回、会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、いじめ事案が発生した場合は、緊急のいじめ対策委員会を開く。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

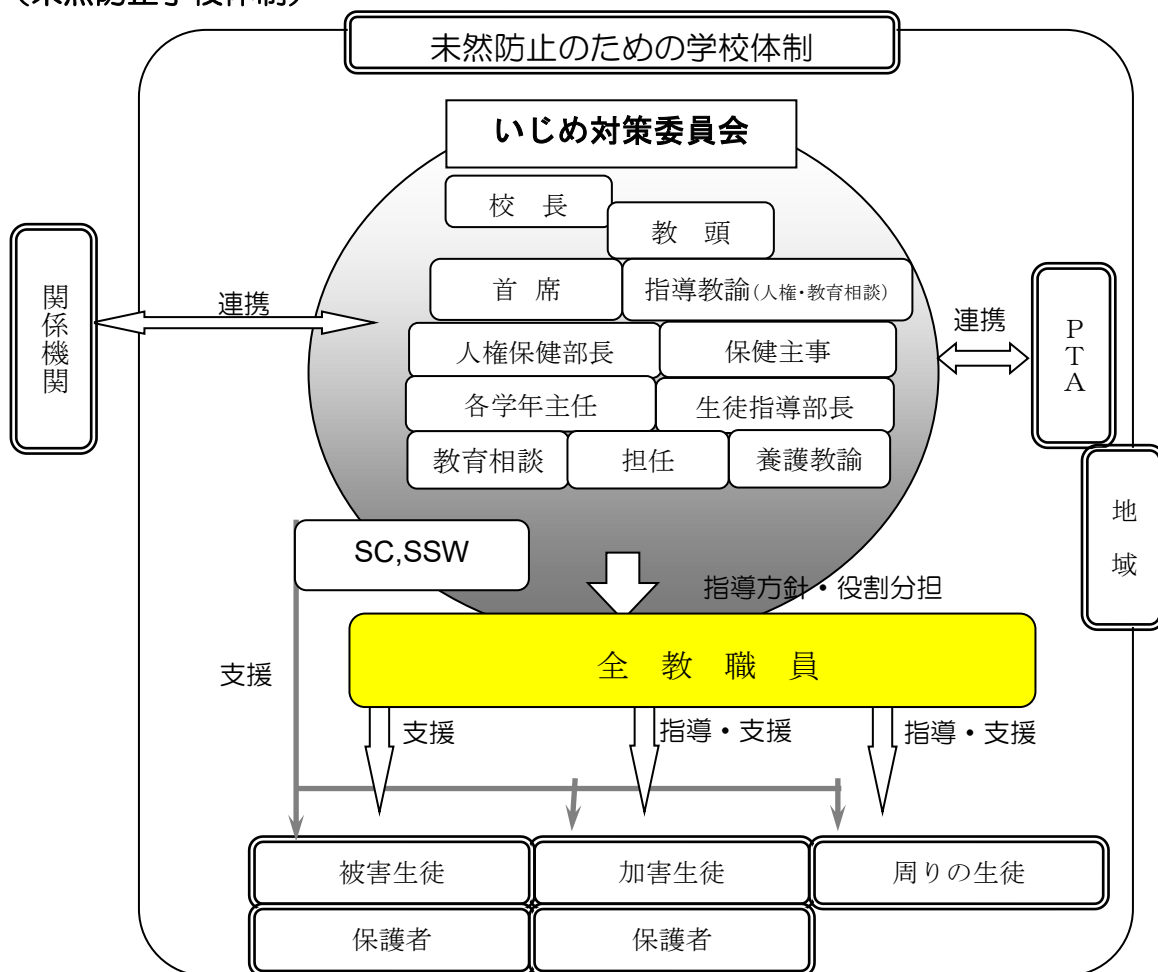
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、探求の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

全職員が、学校として教育活動全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや人権尊重の精神がみなぎっている環境を作り上げるよう取り組むものである。これを基盤に各教科、特別活動、探求の時間などそれぞれの特質に応じて総合的に推進する。

いじめの未然防止の基本として、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりが不可欠である。

(未然防止学校体制)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施し、それぞれの資質の向上をめざす。

生徒に対しては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、自尊心の醸成と人権意識を高揚させ、社会人としてふさわしい規範意識を身に着けていくような取り組みを実践していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。思いやりなどの豊かな情操と道徳心を育み、他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力表現力を育むことを視点にいたれた教育活動を推進する。そのために、アサーショントレーニング、ピアサポート、ピアメディエーション等の人間関係トレーニングのワークをLP(ライフプランニング=探求の時間)やLHRの授業で取り入れていく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、「心の教育」を学校の中核として捉え、個々の価値観・人間観や態度を培うとともに、お互いが社会を作っていく、仲間を作りながら生きていく、その力を身につけ豊かな市民性を培っていくことを目標とする。
- また、参加・活動量の多い授業づくりを進めるために、すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できるための授業改善に取り組む。活動量の多い授業を行い、学びの喜びを実感させながら、学習の定着をはかる。学習意欲を高揚することは、学力向上のみならずいじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながることを意識し教育活動に取り組む。
- 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学校行事、教科指導、学年・学級のHR活動等において「居場所づくり」、「絆づくり」を意識した取り組みをめざす。生徒が主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認めあい、心のつながりを感じ、一緒に活動することを通じて「自己有用感」を得ることができるよう組織的・計画的に、生徒が活躍できる場面の準備をする。
- ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスについて理解し、それをコントロールする方法を学ぶことで、ストレスと上手に付き合えるようにする。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識、言動、指導の在り方に注意を払うため授業やHR活動での生徒対応を自らが振り返る機会を持ち生徒の個々の状況の理解を深める。そのために「いじめは、どの子にも起こりえること」と危機感を持ち、学校全体的な組織体制のもと全教職員が一致協力し継続的に取り組むものとする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、教師と生徒の信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出していく。日々の授業のなかで、すべての生徒が積極的に参加、活動できるよう授業を工夫する。授業での活動量を増すことで、生徒の学習意欲を向上させ、基礎学力の定着、さらに「確かな学力」を身につけることで「自信」を持ち自己肯定感を高めていくことをめざす。また、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒が活躍し、他の人の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感を高めることに努める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、総合的な学習の時間やホームルーム活動で「いじめ」について考える機会を年度計画で調整する。すべての生徒がいじめ防止への取り組みを理解し、誰もが安全で安心な学校生活を送れるよう、セクシャルハラスメントや暴力、いじめなどの人権侵害は、いかなる理由があってもそれをゆるさないという共通理解を構築する。また、生徒のそれぞれの不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけとならないように、一人ひとりの違いを個性として互いに認めあう雰囲気を作ることをめざす。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。早期発見のためには、生徒の日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか、他の生徒と比べて違った言動や表情がないか、特定の生徒への対応の差異がないか、ホームルーム全体に無気力感がないか、小集団化や相互の対立や享乐的な雰囲気がないか注目する。そのために、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する。アンケートは、学校が生徒の様子の把握に取り組むとともに、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい機会として設ける。アンケートの記入の場所・提出の仕方を多様化し安心して相談できるように配慮する。また、定期的な教育相談としては、保健室や相談室での生徒の受け入れ態勢や電話相談窓口・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの来校日を周知し、生徒および保護者や教職員が利用しやすい環境を整える。日常の観察として、授業だけでなく、学級日誌の記入に注意しホームルーム全体の様子、小集団化し相互の対立や享乐的な雰囲気はないかといった学級全体の観察、および休み時間や清掃時、放課後、部活動等の生徒の様子に目を配り、交友関係の把握や悩みの理解に努め、総合的に生徒理解を深める。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守る。アンケートの記入事項や日常の見守りのなかで得た情報を保護者との面談や家庭訪問で活用する。また、いじめを感じる生徒の家庭での様子を学校・教職員が知りえる機会として積極的にかかわっていく。人権上の問題や、生徒がいじめだと感じていることについては、迅速にその生徒にかかわる教職員で対応をする。事実関係の把握を正確かつ迅速に行い指導の経過や今後の指導方針を保護者に明確に説明して緊密な連携をはかり誠実に対応する。保護者との連絡を十分取り、保護者の不安を解消し、学校への理解と協力をえることで、その生徒を見守る体制を整える。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、人権教育推進委員会・各学年の人権担当・養護教諭等を窓口とする。また生徒からの相談を受けた教職員が、いじめの兆候を感じ取った場合はすぐに担任・学年とも情報の共有をおこない、必要であればいじめ防止対策委員会へ報告する。
- (4) 人権保健部・相談室委員会により、相談体制を広く周知する。また、教育委員会等の主催する相談窓口、相談機関等についての情報も生徒および保護者にも周知していく。さらに、いじめ防止対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、プライバシーを守り教職員全体で共有し教育的配慮のもとでのケアや指導を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。迅速に保護者に事実関係を伝え、今後の協力体制を築く。

(5) 学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を挙げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う。その際、いじめられている生徒の自尊感情を高めるよう留意し、生徒の個人情報の取り扱い、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心の確立と、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育大会や阿武高祭（文化祭）、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする。いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。犯罪にかかわるケースは、被害にあった生徒とその保護者からの被害届を出すことを勧め、生徒指導案件、人権侵害事象は教育委員会へ報告する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。パスワードつきのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、メールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における指導とともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

生徒の不機嫌や怒り、ストレスや過度な競争意識にとらわれないよう、生徒が安全で安心な学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをめざす。居場所づくりや絆づくりをすすめ、互いに認めあえる人間関係・学校風土を築きあげる。自立支援コースの生徒も含め、「ともに学び、ともに育つ」教育をめざす。そのためには、全職員が一致協力し、体制を確立することが重要である。すべての教職員で「いじめは人間として絶対に許さない」という共通の意識をもち、同時に教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないように指導のあり方に細心の注意をはらい対処していく。